

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和4年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和4年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和4年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和4年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市7.7%(平成24年度から5.7%としていたが、平成30年度から県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乘せ)
田尻町5.4%(平成29年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1、2に同じ。

(注) 2 令和4年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)

(注) 3 令和4年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			6.1% ~6.8%	6.9% ~7.6%	7.7% ~8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	—	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	84	4	6	3	227	240	148	472	
人口5万未満の市	—	67	5	5	1	190	201	25	293	
町 村	—	550	6	9	16	318	349	27	926	
合 計	—	703	15	20	20	740	795	220	1,718	
構 成 比	0.0%	40.9%	0.9%	1.2%	1.2%	43.1%	46.3%	12.8%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円~ 54,900円	55,000円~ 57,900円	58,000円~ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	352	—	—	—	120	120	—	472
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,338	1	2	—	377	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	21.9%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第312条第1項第2号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円				
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	345	—	1	—	126	127	—	472	
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,331	1	3	—	383	387	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.2%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第312条第1項第3号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円			
人口50万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	345	—	—	—	127	127	—	472
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第312条第1項第4号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円			
人口50万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	345	—	—	—	127	127	—	472
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第312条第1項第5号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円			
人口50万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	343	—	—	—	129	129	—	472
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	343	—	—	—	129	129	—	472	
人口 5 万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	343	—	—	—	129	129	—	472
人口 5 万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	343	—	—	—	129	129	—	472
人口 5 万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	343	—	—	—	129	129	—	472
人口 5 万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率				超過課税				計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	—	—	18
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	443	93.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	31	6.5	475	100.0	243		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	32	6.7					
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	236	81.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	51	17.6	290	100.0	219		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.0					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	54	18.6					
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	50	5.4	926	100.0	330		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	65	7.0					
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,568	91.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	132	7.7	1,719	100.0	810		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	151	8.8					

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。